

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

# ほうじん本郷

税務ニュース

No. 480

平成30年5月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

## 【目次】

法人会の活動 —— 2~3

企業紹介

—大和自動車整備(株)PART5 —— 4~5

国や地方公共団体は税金を使って  
どのような活動をしているのだろうか —— 6

平成30年度税制改正のあらまし(抜粋) —— 7

平成30年度研修会・講演会予定表 —— 8

税務署だより・都税事務所だより —— 9

事務局だより —— 10~11



▲▼安田署長(中央)と税務連絡協議会の役員方



▲確定申告の広報活動をするイータ君と署の方々



▲ステージで踊るイータ君とくまモン

## はじめて学ぶ! 会社の数字 —初心者の方にも分かり易く解説—

地域連携講座PART2として「はじめて学ぶ! 会社の数字」が2月14日(火)、午後6時30分より文京学院大学生涯学習センターに於いて開講した。この講座は全3回シリーズで講師の文京学院大学講師 上岡史郎先生が損益分岐点の基礎知識やキャッシュフローの基礎知識などを分かり易く解説した。



▲講師の上岡史郎先生が分かり易く解説

## 女性部会が食事会を開く —部会員懇親の場—

女性部会(飯村早苗部会長)が、食事会を2月22日(木)、午前11時30分より女子栄養大学内にある、伊達政宗公の下屋敷として築かれ、元禄年間、徳川光圀卿がご来駕の折にこの名称をお付けになったと言う格式の高い「松柏軒」で美味しいランチをいただきながら、五十嵐正樹副会長にもご参加いただき、15名の部会員でちょっと贅沢な楽しい時間を過ごしました。

今回初めて参加される方もいて、今後もっと手軽に部会員同士、交流を深められる会が出来ればと感じました。(部会員を募集しております。事務局 山村まで)



▲美味しいランチに舌鼓する参加者

## 第2支部が会員の集い“異業種交流会”を開催 —活発な情報交換がされる—

第2支部(吉田久夫支部長)が税務研修会及び会員の集い“異業種交流会”を2月19日(月)、午後6時よりホテル機山館に於いて開催した。会は吉田支部長の進行で始まり加藤高身会長のあいさつに

続き、税務署の高梨裕規上席調査官より消費税軽減税率クイズの設問と解説がされた。また、その後、行われた情報交換会では参加者らが名刺交換などをしながら活発な意見交換がされた。



▲司会進行役の吉田久夫支部長



▲分かり易く説明する高梨上席調査官

## 新会員を招き税務研修会&名刺交換会を開催 - 盛会裡に終わる -

平成29年度新会員を含め過去2年間に加入された方々を招いた、新会員歓迎会が3月2日(金)、午後5時より湯島天満宮「参集殿」に於いて開催された。歓迎会は吉田久夫総務委員長が司会を務め、まず、加藤高身会長並びに安田博署長のあいさつに続き第1部「税務研修会」が行われ「税金に

についてのお話」をテーマに本郷税務署の高梨裕規 上席調査官より源泉所得税の現物給与と報酬・料金等の間違いの多い事項について説明がされた。

また、林一好厚生組織委員長が法人会入会のメリットを紹介した後、福利厚生制度受託3社より制度説明が行なわれた。(参加された方々は以下のとおり)



東和サンソフトクリエイティブ(株)  
ソフトウェア業・本郷3丁目  
石川高氏



ライトサービス(株)  
サービス業・フィナンシャルプランナー  
生損保代理店・目黒区中央町1丁目  
大田辰雄氏



ECTメディカル(株)  
サービス業(医薬品に関する)・中央区  
日本橋久松町10 竹本勇一氏



(株)フルグラム  
人材紹介、派遣業・湯島3丁目  
岩崎友浩氏



(一財)全日本労働福祉協会  
健康診断・品川区旗の台6丁目  
石井好明氏



フェリシア行政書士オフィス  
行政書士業・本郷1丁目  
坂口美幸氏



社会保険労務士法人 星名事務所  
社会保険労務士事務所・白山5丁目  
星名真喜子氏



佐電工東京支社  
電機工事・湯島3丁目  
古野俊一氏



(株)朋映アート  
DTP・本郷4丁目  
渡部泰生氏



特定非営利法人シンピオス  
福祉サービス・本郷1丁目  
高橋昌宏氏



(株)PLUS  
飲食業・湯島3丁目  
岸田聡子氏



(一社)臨床心理ネット  
臨床心理学の知見に基づく発達相談、  
心理相談・本郷2丁目 沢田慶子氏



(株)連栄屋  
イベント企画・本郷1丁目  
山田浩太氏



入会のメリットを説明する  
林一好厚生組織委員長



大同生命保険(株)東京支社  
江口晃也課長



AIG損害保険(株)  
秋山治彦法人会推進マネージャー



アフラック生命保険(株)  
橋本康平営業主任



あいさつをする加藤高身会長



本郷税務署  
安田博署長



講師を務める  
高梨裕規上席調査官

## 女性部会が社会貢献活動を実施 - 未使用タオルを「ゆしまの郷」に寄贈 -

女性部会(飯村早苗部会長)が3月23日(金)に社会貢献活動の一環として、未使用タオル76枚を

特別養護老人ホーム「ゆしまの郷」に寄贈した。



▲飯村部会長(右)

## クルマ…夢・安心 (V)

大和自動車整備株式会社  
代表取締役 五十嵐 正樹



### 時代と共に歩んだ 大和自動車整備の歴史

#### 【発展～成熟】

##### マイカー時代を先取りして事業を強化

1960年代に入ると、大量生産・大量販売の時代を迎え、各メーカーが競って新設の工場を建設しました。クルマ中心の社会になることが明らかになったことで、各メーカーの競争も激しくなっていきます。

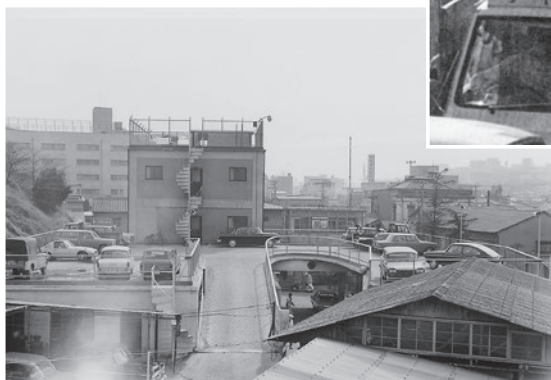
当社はこうした自動車業界の動静を見ながら、1960年（昭和35年）に新工場（現・ヴェルクヤマトの建て替え前の建物）を完成させると、翌年からは、梁瀬自動車株式会社と車両販売契約、東京トヨタ自動車株式会社と販売代理店契約を結び、関東陸運支局指定自動車整備事業者指定されました。1966年（昭和41年）には、販売部門を独立させて、株式会社ニューヤマトを設立し、先代靖明が代表取締役に就任。翌年には株式会社梁瀬とサービス指定工場契約を結びました。

マイカー時代が到来して道路の舗装化が進み、高速道路網が整備されて高速走行が可能になるとクルマの性能競争が盛んになり、国産車の技術レベルが一気に向上しました。また、車両価格も引き下げられることで、クルマは経済活動や社会生活に不可欠のものになっていきます。

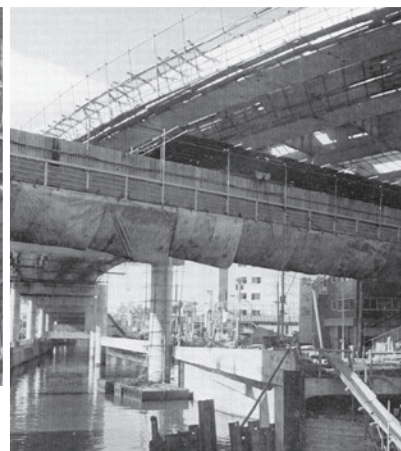
こうして、高度成長と共にクルマの台数も急増し、当社も一時はアメリカ車で溢れ、従業員が100人という時代もありました。しかし、クルマの品質向上と共に整備台数が伸び悩むようになり、新たな活路を求められるようになっていきます。

当社では1967年（昭和42年）、先々代清吉が取締役会長に、先代靖明が代表取締役に就任し新たな体制がスタート。先々代清吉は1969年（昭和44年）に逝去します。

◎クルマで混雑する春日通り  
（昭和44年頃）



◎大和ビルディング建設前の屋上駐車場（昭和50年頃）



◎高速道路網の建設



◎工場の敷地に並ぶ名車たち。奥にはお稲荷さんの祠  
(昭和42年頃)

### 【経営安定化】

#### 整備事業を特化し、経営の多角化を目指す

成長を続けてきた日本の自動車産業は、1970年代初めの2度にわたるオイルショックにより生産台数が減少し、更に世界でもっとも厳しい排気ガス規制にも対応しなければならなくなったことで、新たな技術革新を求められるようになっていきました。

クルマの技術的進歩はめざましく、整備事業が縮小していくなか、1979年(昭和54年)、先代靖明は、当社の敷地の一部に安定収入が見込める賃貸マンションを建設します。

幸い、当マンションの敷地が道路改正により表通りに面するようになりました。現在、内部のリニューアルを順次進め、今後共魅力ある賃貸物件になるよう鋭意奮闘しています。



◎完成間もない頃の大和ビルディング



◎コンピュータを使った整備作業

このように、大和自動車整備の歴史は古く、三代にわたりお取引頂いているお客様が数多くいらっしゃいます。自動車技術の進歩はめざましく、今の電子制御の塊のようなクルマを適切に整備するには常に新しい技術を習得し続けていくことが必要です。

幸い、当社は都内でも数少ないメルセデス・ベンツサービス指定工場であり、ヤナセと同等にメーカーと直接保証修理のやり取りが出来、新しい技術をメーカーから直接習得しています。したがって、ヤナセ、シュテルン販売のベンツ車もさることながら、並行輸入車の整備についても、車の走行距離、年数に応じた最適なサービスを提供出来ると自負しております。もちろん、ベンツ車以外の外国車についても新旧問わず、最善のサービスを低料金で提供させて頂いております。



◎念入りの点検作業



◎大和ビルディングの玄関ホール

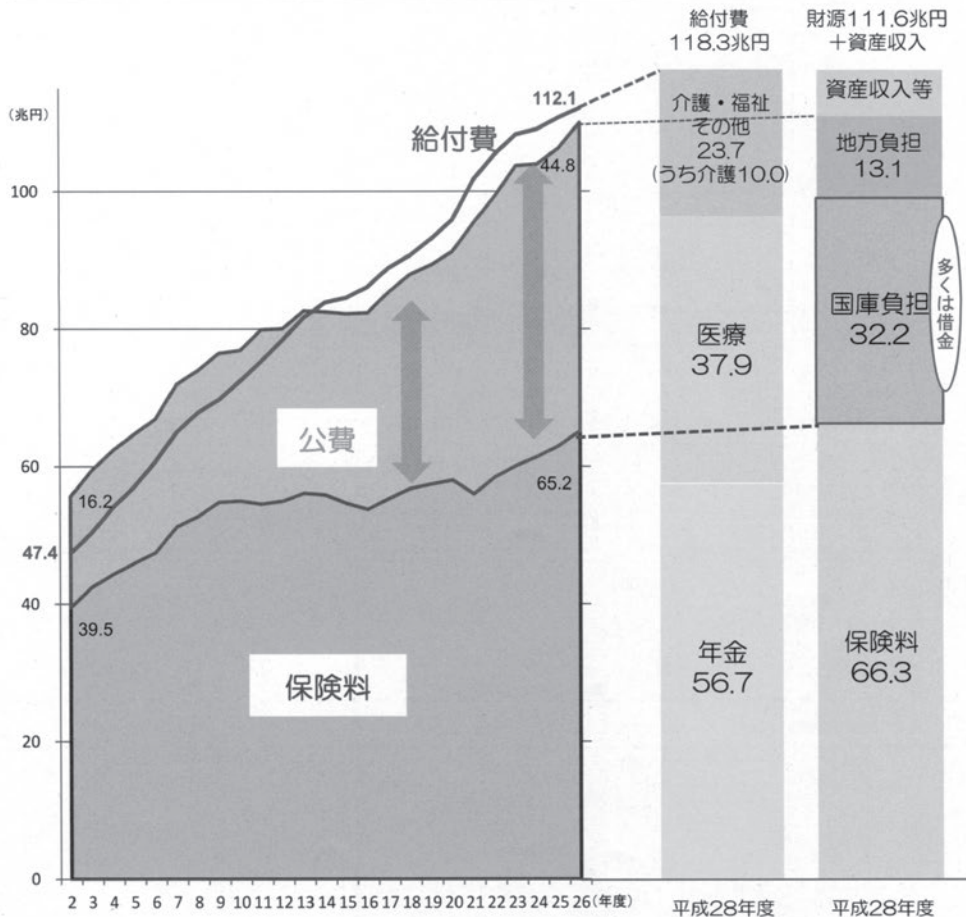
(社史 クルマ… 夢・安心) より

# ～国や地方公共団体は税金を使って どのような活動をしているのだろうか～

— 法人会では税制改正要望を通して社会保障と税の一体改革を考えます —

## 社会保障給付費の増

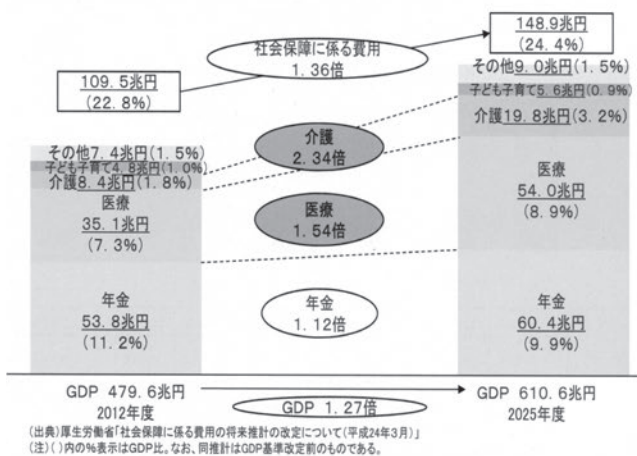
急激な高齢化の進展を背景として、社会保障給付費(年金、医療、介護等)は大きく増加してきました。一方、社会保険料収入は給付の伸びほどは増加していません。日本の社会保障制度では、社会保険方式を採りつつも、年々拡大してきた給付費と保険料の差は、主に国と地方の負担で賄ってきました。国の負担は毎年増えてきており、財政赤字の大きな要因となっています。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度社会保障費用統計」、平成28年度の値は厚生労働省(当初予算ベース)

社会保障給付は、高齢化により今後も急激な増加が見込まれます。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年に向かって、特に医療・介護分野の給付は、財源調達のベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していきます。団塊の世代が75歳以上となる前の2020年代初めまでに、受益と負担の均衡が取れた社会保障制度を構築していく必要があります。

75歳以上になると他の世代に比べ、1人当たり国民医療費や介護費は大幅に高くなり、それに伴って1人当たり国庫負担も増大します。今後、75歳以上人口割合が増えていく中で、医療・介護分野の給付の効率化・重点化に取り組んでいく必要があります。



	全人口に占める人口数及び割合		医療(2014年)		介護(2014年)	
	2014年	2025年	1人当たり国民医療費(64歳以下)	1人当たり国庫負担(64歳以下)	1人当たり介護費(括弧内は要支援・要介護認定率)	1人当たり国庫負担
65~74歳	1,708万人(13.4%)	1,479万人(12.3%)	55.4万円	7.8万円	5.5万円(4.4%)	1.5万円
75歳以上	1,592万人(12.5%)	2,179万人(18.1%)	90.7万円	35.6万円	53.2万円(32.6%)	14.5万円

注: 65~74歳から75歳以上への人口増加は約230万人、75歳以上への人口増加は約590万人。介護費は約5倍、国庫負担は約10倍増加する。

(出典) 年齢階級別の人口は総務省「人口推計」、国民医療費は厚生労働省「平成26年度国民医療費の概況」、介護費及び要支援・要介護認定率は、厚生労働省「介護給付費実態調査(平成26年度)」、総務省「人口推計」  
 (注) 1人当たり国民医療費は、年齢階級別の国民医療費を人口で除して機械的に算出。  
 1人当たり国庫負担は、それぞれの年齢階級の国庫負担額を2014年時点の人口で除すなどにより機械的に算出。

# 税制改正のあらまし



## I 法人税関係

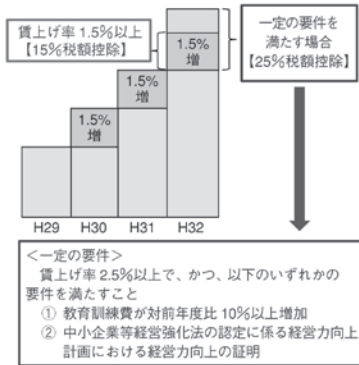
### 1 所得拡大促進税制の見直し

#### (1) 中小企業

中小企業の特長的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年(平成30~32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用されます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

#### 中小企業における賃上げの促進に係る税制のイメージ



#### (2) 大企業

大企業(資本金の額等が1億円超の法人など)については、①その年(平成30~32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

また、教育訓練費の増加(対前年度20%以上増加)の要件を満たせば、5%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

#### 適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

### 2 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加(当期所得金額>前期所得金額)しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業については、次のいずれにも該当しない場合、生産性の向上に関連する租税特別措置法の一部(研究開発税制その他一定の税額控除の規定)は適用できなくなります。ただし、所得金額が前年度の所得金額以下の場合は、対象外となります。

- ① 平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の10%の金額を超えること

#### 適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

### 3 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を80万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年延長されます。

#### 適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

### 4 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員1,000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年延長されます。

#### 適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

### 5 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

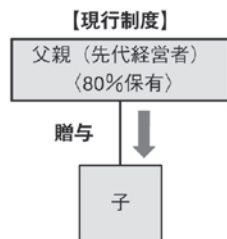
事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる。欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年延長されます。ただし、中小企業(平成21年2月1日以降に終了する各事業年度)については、その不適用措置の対象から除外されます。

#### 適用時期

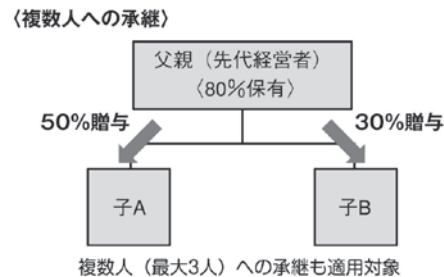
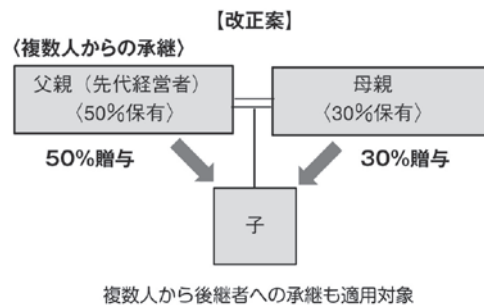
平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

### 事業承継税制の適用対象者の拡大

現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされています。今後は、先代経営者に限定せず親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。



1人の先代経営者から1人の後継者への承継のみ適用対象



#### 適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

誌面の都合上、法人税関係及び相続税・贈与税関係のみ掲載いたしました。

全文は前号の会報に同封いたしましたほか当会のホームページでもご覧になることができます。

<http://www.hongohojin.or.jp/>

あなたも是非  
参加してみませんか

## 平成30年度 保存版 研修会・講演会予定表

	事業名	日程	場所・時間	内容
1	新設法人説明会	平成30年4月6日(金)／6月4日(月)／8月1日(水)／10月4日(木)／12月3日(月)／平成31年2月1日(金)	場所:湯島天満宮「梅香殿」 時間:13時30分～16時	新たに会社を設立された経営者向けに「法人税や源泉所得税の基本的な仕組みを項目ごとに説明します。
2	決算法人説明会	平成30年4月13日(金)／5月11日(金)／6月15日(金)／7月20日(金)／8月9日(木)／9月14日(金)／10月12日(金)／11月16日(金)／12月7日(金)／平成31年1月11日(金)／2月6日(水)／3月8日(金)	場所:本郷税務署会議室 場所:文京区民センター3A(1月～3月) 時間:13時30分～15時30分	決算期を迎えた法人に対して適正な申告をして頂くため留意点など基本的な事項を説明します。
3	法人税の基礎講座【研修シリーズ】	平成30年9月6日(木)／9月20日(木)／10月4日(木)／10月18日(木)／11月1日(木)／11月15日(木)	場所:本郷税務署会議室 時間:13時30分～16時30分	実務を担当する方を対象に法人税の申告書作成のための研修内容です。
4	源泉基礎講座	平成30年4月19日(木)／6月7日(木)／9月12日(水)	場所:本郷税務署会議室 時間:14時～16時	実務を担当する方を対象に源泉所得税事務の要点を説明します。
5	税法等研修会	①平成30年6月28日(木)／②9月14日(金)	場所:①本郷税務署会議室 場所:②都税事務所会議室 時間:15時～17時 時間:14時～15時30分	国税や地方税の改正事項を分かり易く説明します。
6	年末調整説明会	平成30年11月5日(月)／11月6日(火)	場所:文京シビックホール大ホール 時間:午前・午後	年税額と過不足額の精算事務。

### その他

☆日本政策金融公庫融資の個別相談会【6月21日(木)・11月下旬】

☆バス見学研修会【10月16日(火)】

☆税務署長講演会&経済講演会【11月14日(水)】

☆酒税法とワインセミナー【11月16日(金)】

☆セミナー・オンデマンド

【インターネット環境が整っていれば24時間アクセス可能で時間を気にせず何時でも受講できます。】

☆セミナーDVDレンタルサービス

【会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。ご登録いただいた住所にお届けし、返却は郵便ポストに投函するだけ】

☆法人会無料相談会 社会保険事務、税金、法律などのご相談を予約制により受付けております。

※詳細については法人会ホームページをご覧ください。

<http://www.hongohojin.or.jp/>



## 税務署だより

tax office message

## 平成 30 年度 税務職員 募集

*Pride of the Specialist*～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
    - 1 平成 30 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 31 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
    - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準すると認める者
  - ◇ 申込手続
    - 1 申込方法…インターネット申込み  
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。  
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
    - 2 受付期間  
平成 30 年 6 月 18 日（月）9 時～平成 30 年 6 月 27 日（水）
    - 3 受験案内交付期間  
平成 30 年 5 月 8 日（火）～平成 30 年 6 月 27 日（水）  
9 時～17 時（土・日曜日及び祝日を除く。）
    - 4 受験案内交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）  
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。  
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
  - ◇ 試験日
    - 第 1 次試験 平成 30 年 9 月 2 日（日）
    - 第 2 次試験 平成 30 年 10 月 10 日（水）～平成 30 年 10 月 19 日（金）  
のうち指定された日時
- （注）詳細については、お気軽に本郷税務署総務課（Tel. 03-3811-3171 内線 312）までお尋ねください。

## 都税事務所だより

metropolitan tax office message

## 5 月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年 4 月 1 日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。平成 30 年度の自動車税納税通知書は、5 月 1 日（火）に発送します。5 月 31 日（木）までに金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。クレジットカードでも納付できます。

詳細は、東京都主税局 HP または下記問合せ先へ

問：自動車税コールセンター 03(3525)4066

平日 9 時～17 時（土・日・休日を除く）



## 6 月は固定資産税・都市計画税第 1 期分の納期です（23 区内）

平成 30 年度の固定資産税・都市計画税（23 区内）の納税通知書は、6 月 1 日（金）に発送します。お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、7 月 2 日（月）までにお納めください。クレジットカードでも納付できます。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで 1 週間程度かかる場合がございます。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日 9 時～17 時）までお問い合わせください。

このほか、金融機関・郵便局のペイジー対応の ATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付できます。ぜひご利用ください。

# 事務局だより

## 厚生組織委員会からのお知らせ

— 会員限定チケットのご案内 —

お得です。

[平日利用の場合] 通常価格 2,850 円 (税込) が 1,600 円で販売  
東京ドーム天然温泉『スパラクーア』従業員の福利厚生に…ご利用ください!!

### Relaxation

お友達との語らいに、また自分一人の癒しの場に、思い思いの時をお過ごしください。

◎約170席のリラックスチェアをご用意、個々のモニターで好きなTV映像を楽しめる他、読書や仮眠等にも快適なスペースです。

### Ladies Care

女性に気軽に利用して頂き、とことん楽しんで頂けるよう様々な「快適」をご用意しました。

◎女性ロッカールームから直結の女性専用リクライナーコーナーをご用意しました。女性一人での来館でも安心して仮眠できます。

### Treatment & Beauty

世界各国の施術で至福のひとつときを。

◎世界各国のトリートメント&ビューティー施設を揃え、あかすりやフットケア等リフレッシュできるバラエティに富んだコースをご用意しました。

### Spa Zone

東京ドームシティの地下1,700mから湧き出た天然温泉を使った露天風呂やアトラクションバス、サウナも充実。

◎東京ドームシティの地下1,700mから湧き出た天然温泉を使った屋内・露天の大浴槽を中心に、アトラクションバス、サウナも充実しています。タオルをはじめアメニティも完備していますので、手ぶらでも安心。都心で極上のリフレッシュをお約束します。

### Healing Baden

世界各国の癒しの要素を集めた新空間。

◎世界各国の癒しの要素を集めた新空間。リゾート気分を味わえる休憩スペースと5つの低温サウナで、心ゆくまでのリフレッシュを。眺望を楽しみながら、男女一緒にお寛ぎ頂けます。

- 土・日・祝日・特定日は入館時にプラス324円をお支払い下さい。
- 「ヒーリングバーデ」利用は専用ウェア・タオルレンタル料が別途864円が必要です。
- 1法人10枚/月まで購入可能
- お申込み方法：お電話の上、午前10時～午後5時迄の間に代金を添えて法人会事務局まで。
- 小学生未満入館不可。18歳未満の方のご利用は保護者同伴の

- もと18:00までに(最終入館受付15:00)と限らせて頂きます。小学生のご利用は同姓の保護者同伴が必要です。
- 休館日：2018年4月2日(月)・4月3日(火) / 10月1日(月)・2日(火)
- 特定日：2018年8月11日(土・祝)～15日(水)  
2018年12月29日(土)～2019年1月3日(木)  
☆休日割増料金(プラス324円)が必要です。
- お問い合わせ：本郷法人会 ☎3812-0595

## 本郷法人会第7回通常総会のお知らせ

### 第1部

総会【15時30分～16時30分 高千穂の間】

黙 禱  
定数報告・開会のことば  
会長あいさつ  
感謝状及び特別感謝状の贈呈  
平成29年度会員増強功労者感謝状の贈呈  
議 長 選 出  
議事録署名人選出  
議 事

#### 【承認事項】

(1) 第1号議案 平成29年度決算報告承認の件

#### 【報告事項】

(1) 平成29年度事業報告の件  
(2) 平成30年度事業計画報告の件  
(3) 平成30年度収支予算報告の件  
議 長 退 席  
来 賓 紹 介  
来 賓 祝 辞  
閉会のことば

### 第2部

記念講演会(無料)【16時40分～17時50分】

演題：「オリンピック放送の歴史、  
現場秘話と面白ばなし」

講師：慶応義塾大学経済学部卒  
元・TBSアナウンサー  
現・フリーアナウンサー 松下賢次氏

### 第3部

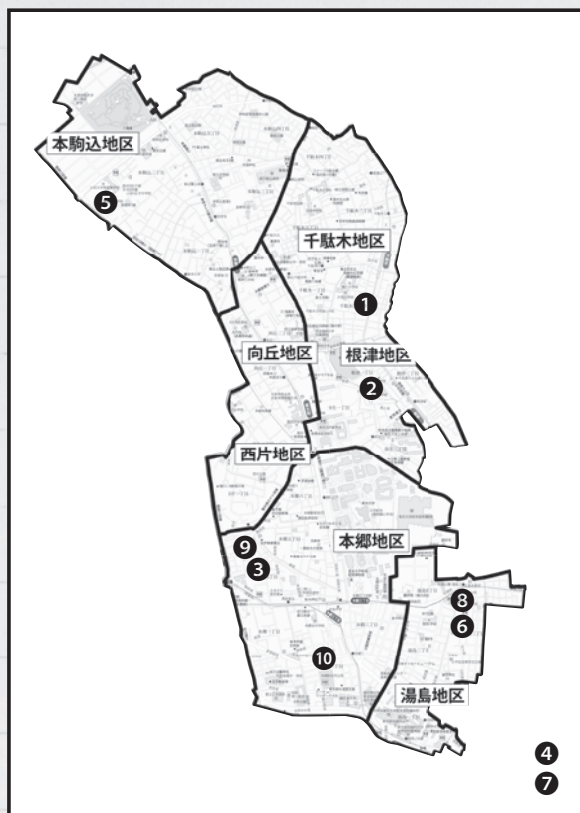
懇談会【18時00分～19時30分 天空の間】

懇談会費：7,000円(参加者のみ)

日 時：平成30年6月14日(木)  
15時30分～19時30分

場 所：東京ガーデンパレス  
「高千穂の間」「天空の間」

## —新会員のご紹介—



- |   |           |
|---|-----------|
| ① (株)MSカンパニー<br>千駄木2-45-3<br>商社                         | 6874-1070 |
| ② 美巧ケース製作所<br>根津1-18-9<br>ケース製造業                        | 3828-3179 |
| ③ (株)一色出版<br>本郷4-34-3<br>出版業                            | 6801-6905 |
| ④ (株)ホームズ<br>水戸市北見町1-22<br>金融向けWEBシステム開発                | 5319-2831 |
| ⑤ (株)東芸<br>本駒込6-3-7<br>運輸・医療・広告                         | 3944-2690 |
| ⑥ (株)こんごう庵<br>湯島3-36-3 プリズビル1F<br>飲食業                   | 5807-8711 |
| ⑦ あおくま堂<br>千代田区岩本町3-10-12 岩本町駅前ビル202<br>催眠療法            | 6666-4133 |
| ⑧ (有)サンフラワー<br>湯島3-35-10 ソシアル広小路ビル301<br>貿易             | 3891-4226 |
| ⑨ (株)朋映アート<br>本郷4-24-8<br>DTP                           | 3816-5691 |
| ⑩ (一社)臨床心理iネット<br>本郷2-19-8 TRM本郷本町501<br>臨床心理学による発達相談など | 6801-8821 |

### 【表紙写真について】

「湯島」がキーワードで交流  
熊本県上天草市大矢野町にある湯島ってこんなところ

第61回湯島天神「梅まつり」が2月8日より3月8日までの期間、湯島天神で開催され多くの観梅客で賑わう中、ステージ上で確定申告の広報活動の一環として国税庁「イータ君」や熊本県「くまモン」そして上天草市より「上天草四郎くん」が登場してくまモン体操を踊った。

熊本県「湯島」は大矢野本島から約8km、有明海のほぼ中央にあり標高104.2m、周囲約4km、島の南側に住居が200戸

ほどあり、人口は約500人、島の中は急で狭い坂道や階段がほとんど、徒歩が主な交通手段で猫が安心して暮らす島として、また、島原の戦いの時に天草と島原のキリシタンが定期的に話し合いをした別名「談合島」とも言われ、2013年から上天草市と文京区は「湯島」をキーワードに交流を始めた。

【撮影及び表紙説明】

(有)トイ企画 (回覧板・名簿の企画制作)

本駒込5-3-5-201

代表取締役 鷲野眞理子

### 我社の一言 PR

- ☞ 会社名：株式会社 朋映アート
- ☞ 代表者：渡部 泰生
- ☞ 所在地：東京都文京区本郷4-24-8
- ☞ TEL：03-3816-5691
- ☞ FAX：03-5684-7012
- ☞ e-Mail：<https://houeiart.wixsite.com/houeiart>

会社案内・チラシ・カタログ・ポスター・書籍・年鑑・マニュアル・販売用資料等印刷物のお仕事はありませんか？過去に作成されたデータ修正などでお困りではないですか？現状予算の見直しも大歓迎!!必ずご満足頂きます。お気軽にお声掛け下さい。予算納期柔軟に対応します。

### 5月号 編集後記

新年度になり、入学・入社・異動と気持ちも新たに出発の時期が、はや2ヵ月が過ぎようとしています。新しい場所や人との出逢いに右往左往している方も多いのでは…“いい出逢い 地域に根ざす 本郷法人会”のキャッチフレーズと共に活動に取り組んで行きたいと思えます。(吉田 記)

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく  
**特**

たい  
**退**

きょう  
**共**



## 特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

## 公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。  
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・お問い合わせは

**TTK** 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



**R100**  
古紙配合率100%再生紙を使用しています。

